



9-2  
1-7

文部省著作教科書出版権等に関する法律 抜粋

(昭和三十四年三月三十一日法律第五十四号)

(資格審査)

第二章 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部大臣の審査を受けなければならない。  
前項の審査は、教員上支障を生じないことを期するものとし、出版権を取得しようとする者が、良書の教科書を作り出すに必要とする時期までに著書提供することによる専門能力及び信用状態を有するかどうかを、第四條の規定による競争を行わせるに先立って審査することとする。

(教科書出版権審査会)

第三條 文部大臣は、前條の審査を行うに当っては、教科書出版権審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

らな。

1. 審査会は、審査員二十人以内で組織する。
2. 前項の審査委員は、学識経験者及び関係各省各府の職員中から、文部大臣が任命する。
3. 前三項に定めらるるを除くほか、審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

(再入札)

第八條 開札の場合において各人の入札のうち、第一條等各項の規定により決定した製造原価の制限に達したものは、いとききは、十連次に、再入札をすることが出来る。

(再入札公告の期間)

第九條 入札者若しくは落札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付しめるときは、第六條第三項の期間は、五日までに短縮することが出来る。

天野 227

（出版権の消滅）

第二十五條 左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部大臣は、出版権を消滅させることができる。

一 出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教員上支障のないように教科書を作成し、提供給することかできなると認められるに至つたとき。

二 第二十二條又は第二十三條に規定する義務を怠つたとき。

三 教科書の発行に關する臨時措置法第十四條又は第二十五條の規定により、文部大臣が発行の指示を取り消したとき。

二 文部大臣が前項第一号を認定するときは、定例査会に諮問し、なければならぬ。

三 第二十二條の協議がことわり付かないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができる。

第二十六條 出版権が消滅したときは、文部大臣は、出版権の設定

定をした者に対して、消滅の際に右の教科書用、その半割衣品及び版型上つて、新たに第二十四條の規定により文部大臣が出版権を設定した者と譲渡に關する協議を要すること命令することかできる。

（出版権の譲渡等）

第二十七條 出版権は、文部大臣の認可を経なければ、譲渡する

ことかできない。

二 第二十二條の規定は、前項の規定による出版権を譲り受けたる者に準用する。

